平成２６年（フ）第４３６号
神奈川県平塚市花水台７番13号　ハイツ相原202号
破産者　金子　孝好
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４３７号
新潟市西蒲区福井663番地
破産者　山口　久子
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５３０号
静岡市清水区向田町12番24号　コープベル６号棟203号、開始決定時の住所静岡市清水区千歳町６番11―301号　アーバンシティ千歳
破産者　大塚　頼母
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３５３７号
大阪府箕面市稲２丁目14番26号
破産者　遠藤　大輔
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５７８号
大阪府寝屋川市三井が丘５丁目７番108―104号
破産者　森田組こと　森田　　満
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７２３号
兵庫県西宮市甲陽園日之出町６番61―105号
破産者　杉田　幹夫
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０３９号
大阪市淀川区西三国３丁目１番27号
破産者　大國　穂子
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０５０号
岡山県倉敷市児島田の口７丁目４番48号
破産者　兼田　　学
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２２９号
大阪府和泉市和気町４丁目19番３号
破産者　伊藤　晃一
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３２８号
大阪市住之江区粉浜西１丁目２番９号
破産者　藤村　美浩
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８８８号
大阪府枚方市香里ケ丘３丁目16番地　８―201
破産者　美藤　貴正
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５８号
堺市北区新金岡町５丁３番203　シャトル新金岡203、住民票上の住所奈良県大和郡山市稗田町274番地
破産者　結城建設こと　結城　啓至
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５６７号
堺市堺区出島町２丁６番２―503号
破産者　上山　孝子
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６９４号
大阪府富田林市高辺台３丁目４番66―303号、開始決定時の住所堺市東区中茶屋54番地12
破産者　アルファー楠山こと　楠山　雄一
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１０９号
青森市中央４丁目13番14号、開始決定時の住所青森市桂木３丁目29番地２
破産者　相馬　　登
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７８号
山形県米沢市松が岬１丁目５番２号
破産者　渡辺　里香
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第８４号
山形県米沢市万世町牛森4399番地の16メゾンドフォーレ102号室
破産者　鈴木　光輝
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第４６号
福島県郡山市富田町字西原63番地
破産者　増井　道夫
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第２８８号
埼玉県熊谷市弥藤吾74番地７
破産者　阿部まさみ
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部